

## 資料(3)

規則第4条の5第1項第2号ト、リ及びヲの規定による測定結果の得られた年月日及び測定の結果  
 ( 1 号 炉 )

測定項目	規則第4条の5第1項第2号ト(※1)			規則第4条の5第1項第2号リ(※2)			規則第4条の5第1項第2号ヲ(※3)		
測定年月日	最大 ℃	最少 ℃	平均 ℃	最大 ℃	最少 ℃	平均 ℃	最大 ppm	最少 ppm	平均 ppm
R7/11/1 土									
11/2 日									
11/3 月									
11/4 火	865	844	856	188	178	183	60	10	23
11/5 水	865	840	857	187	182	185	57	14	29
11/6 木	865	816	856	189	182	185	55	13	30
11/7 金									
11/8 土									
11/9 日									
11/10 月									
11/11 火									
11/12 水									
11/13 木									
11/14 金									
11/15 土									
11/16 日									
11/17 月									
11/18 火									
11/19 水									
11/20 木	874	856	862	188	182	185	41	10	20
11/21 金	866	855	861	189	180	185	45	14	29
11/22 土									
11/23 日									
11/24 月									
11/25 火	864	842	854	190	180	185	53	10	29
11/26 水	861	850	855	189	181	185	66	17	40
11/27 木	857	838	852	189	183	185	52	17	30
11/28 金	858	849	854	187	183	185	82	16	34
11/29 土									
11/30 日									

(※1) 規則第4条の5第1項第2号ト……燃焼室中の燃焼ガスの温度

(※2) 規則第4条の5第1項第2号リ……集じん器に流入する燃焼ガスの温度

(※3) 規則第4条の5第1項第2号ヲ……煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度

※   部分は立ち上げ及び立ち下げ日  部分は休日  部分は保守点検等による操業停止

## 資料(3)

規則第4条の5第1項第2号ト、リ及びヲの規定による測定結果を得られた年月日及び測定の結果  
 ( 2 号 炉 )

測定項目	規則第4条の5第1項第2号ト(※1)			規則第4条の5第1項第2号リ(※2)			規則第4条の5第1項第2号ヲ(※3)		
測定年月日	最大 ℃	最少 ℃	平均 ℃	最大 ℃	最少 ℃	平均 ℃	最大 ppm	最少 ppm	平均 ppm
R7/11/1 土									
11/2 日									
11/3 月									
11/4 火	857	853	856	187	181	184	14	8	10
11/5 水	862	854	857	187	178	185	29	9	13
11/6 木	861	855	857	187	183	185	19	10	13
11/7 金									
11/8 土									
11/9 日									
11/10 月									
11/11 火									
11/12 水									
11/13 木									
11/14 金									
11/15 土									
11/16 日									
11/17 月									
11/18 火									
11/19 水									
11/20 木	894	854	861	189	180	185	13	10	11
11/21 金	878	814	862	193	181	186	93	11	17
11/22 土									
11/23 日									
11/24 月									
11/25 火	877	854	863	188	181	185	14	10	12
11/26 水	865	853	859	188	180	185	13	10	11
11/27 木	882	841	863	188	181	187	57	11	14
11/28 金	878	855	861	187	180	185	19	11	13
11/29 土									
11/30 日									

(※1) 規則第4条の5第1項第2号ト……燃焼室中の燃焼ガスの温度

(※2) 規則第4条の5第1項第2号リ……集じん器に流入する燃焼ガスの温度

(※3) 規則第4条の5第1項第2号ヲ……煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度

\* 部分は立ち上げ及び立ち下げ日

部分は操業停止

部分は保守点検等による操業停止